

第7章 計画の推進にあたって

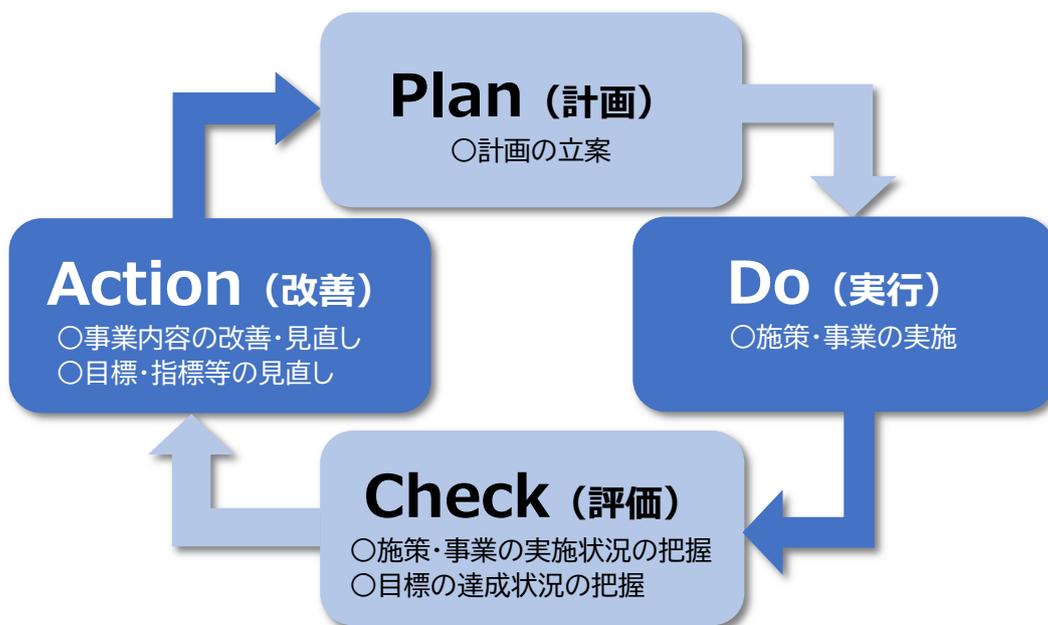
1. 計画の進行管理

(1) 基本的な考え方

本計画は、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）によって推進することとします。その達成状況や今後取るべき改善策等については、社会福祉協議会・行政それぞれの会議体において毎年報告し、合意形成と意思決定を行うものとします。

なお、取組の評価については、取組による効果の検証や今後対応が必要な課題の整理、設定した目標値に対する実績値の比較分析等の総括評価を基本とします。

また、変化するニーズに対応できるように体制や手法を変化させながら構築していくことが重要であるという考えのもと、多機関との連携状況、対応プロセス、会議での議論内容等に視点を置いた形成評価を行うものとします。



(2) 社会福祉協議会の進行管理

社会福祉協議会が主体となる取組については、本計画に基づいて事業や活動を実施し、社会福祉協議会地域福祉推進部会において進行管理を行い、推進を図ります。併せて、計画の評価を行い、行政の地域福祉計画推進委員会と連携して、計画の見直しや改善を行います。

また、社会福祉協議会の各年度の事業計画を作成する際には、本計画を反映したものとし、年度終了時には、本計画の進行に照らし合わせて事業の実施状況を振り返り、年度事業報告と併せて、理事会、評議員会の議決を受けます。

(3) 行政の進行管理

行政が主体となる取組については、地域福祉計画推進委員会（年2回）において、その達成状況、変化のプロセス、改善策等について報告します。また、竜王町議会に対しても、各事業の評価結果について報告します。

なお、重層的支援体制整備事業に該当する取組に関しては、係長級で構成される重層的支援会議実務者会議（月1回）において課題整理や対応策の検討を行い、課長級で構成される政策会議（年2回）においてその意思決定を行うものとしします。

(4) 進行管理の年間スケジュール

主体	行政		社会福祉協議会
評価対象	地域福祉計画	重層的支援体制整備事業	地域福祉活動計画
4月		○ 実務者会議（毎月開催） ケース検討 地域課題の整理 庁内連携のための政策協議	
5月			○ 地域福祉推進部会①
6月			○ 理事会① ○ 評議員会①
7月			○ 地域福祉推進部会② ○ 理事会②
8月			
9月	議会の開催（前年度決算の報告）		○ 理事会③
10月	○ 地域福祉計画推進委員会① 当該年度の進行状況報告・協議	○ 政策会議① 当該年度の進捗状況報告 次年度に向けた体制の検討	
11月			○ 理事会④
12月			
1月			○ 理事会⑤
2月	○ 地域福祉計画推進委員会② 当該年度の進行状況報告 次年度方向性の報告・協議 地域課題の整理	○ 政策会議② 当該年度の進捗状況報告 次年度方向性の報告	
3月	議会の開催（次年度予算の決議）		○ 理事会⑥ ○ 評議員会②

※社会福祉協議会における理事会、評議員会の年間予定は、令和4年度実績に基づき設定しており、実施回数の変更がありうる。